

福島市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

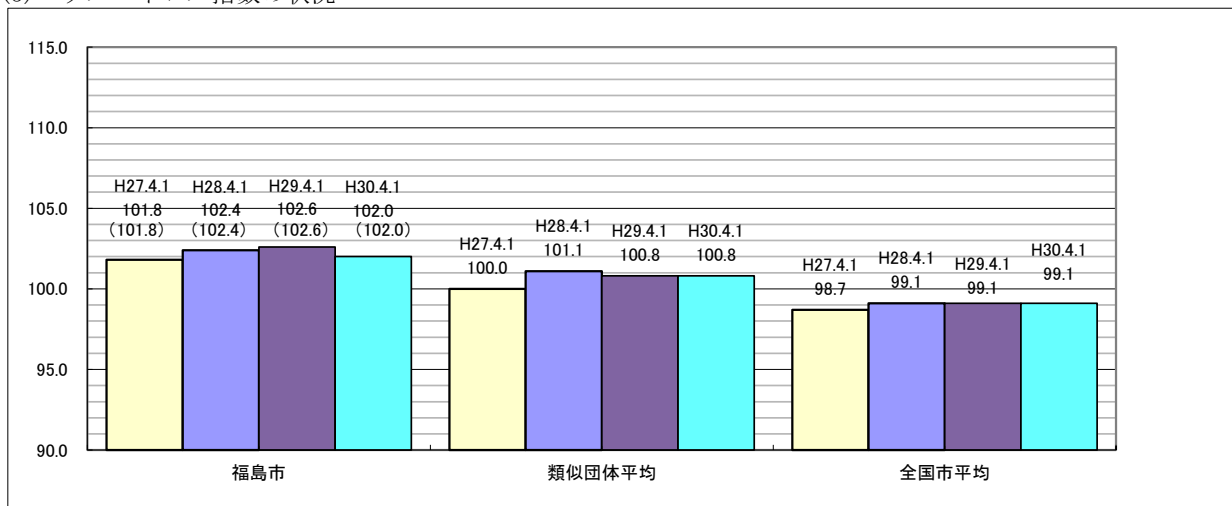
区分	住民基本台帳人口 (平成30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
29年度	人 281,458	千円 134,424,777	千円 4,103,013	千円 16,639,813	% 12.4	% 8.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29年度	人 1,892	千円 7,413,996	千円 1,686,894	千円 2,906,698	千円 12,007,588	千円 6,347	千円 6,391

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※ラスパイレス指数が100を超えている理由及び改善の見込み。

- ・国においては、給与構造の見直しを平成18年4月1日に実施したが、本市では、給与システムの改修、その他制度設計に時間を要したことにより、実施時期が1年遅れたため。（平成19年4月1日実施）
- ・ラスパイレス指数の抑制措置として、平成25年1月1日の定期昇給について、6ヶ月の延伸を実施した。
- ・平成24年1月1日の定期昇給において、標準昇給号数「4号給」を「2号給」とした50%のカットを行っている。
- ・昇格時号給対応表について、主に高号給からの昇格者において改正前に比し1～20号給下位となる対応表の改定を実施。（平成30年4月1日施行）
- ・行政職給料表の適用を受ける管理職員に対して、給料月額の1%カットを実施。実施期間は平成30年4月1日～平成31年3月31日までの1年間。（平成30年4月1日施行）

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)	
30年度	372,809	372,488	321円 (0.09%)		

(参考) 国の改定率
0.2%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)	
30年度	4.41月	4.35月	0.06月		

(参考) 国の年間 支給月数
4.3月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、福島県に準拠し平均1.0%引下げ、若年層については、引上げを行ない、高齢層を中心に最大3%程度の引下げを実施。

激変緩和のため、5年間(平成32年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② その他の見直し内容

単身赴任手当について福島県に準拠し見直しを実施。管理職員特別勤務手当について、福島県の見直し内容に合わせ手当の新設を行なった。

2 職員の平均給料月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成30年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
福島市	40 歳	317,467 円	400,503 円	342,505 円
福島県	42.8 歳	329,300 円	411,529 円	360,621 円
国	43.5 歳	329,845 円	- 円	410,940 円
類似団体	41.8 歳	319,514 円	404,718 円	365,460 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
福島市	47.8 歳	251 人	350,876 円	383,017 円	367,457 円	-	-	-	-
うち清掃職員	48.6 歳	46 人	358,939 円	392,525 円	377,494 円	廃棄物処理業従業員	45.8 歳	293,000 円	1.34
うち学校給食員	48.7 歳	62 人	354,140 円	379,353 円	365,696 円	調理士	43.1 歳	251,100 円	1.51
うち用務員	46.9 歳	100 人	346,053 円	379,039 円	364,964 円	用務員	55.6 歳	207,200 円	1.83
うち運転手	54.7 歳	5 人	395,000 円	479,600 円	428,600 円	自家用自動車運転手	57.7 歳	243,700 円	1.97
うちその他	46.5 歳	38 人	342,674 円	375,273 円	356,634 円	-	-	-	-
福島県	55.7 歳	222 人	336,100 円	373,380 円	350,562 円	-	-	-	-
国	50.7 歳	2,553 人	286,817 円	-	328,637 円	-	-	-	-
類似団体	49.3 歳	232 人	331,027 円	392,477 円	364,359 円	-	-	-	-

区分	参考 年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
	福島市	-	-
うち清掃職員	6,525,600 円	4,038,000 円	1.62
うち学校給食員	6,289,536 円	3,357,300 円	1.87
うち用務員	6,283,268 円	2,808,700 円	2.24
うち運転手	7,756,400 円	3,167,000 円	2.45

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています（平成27年～29年の3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福島市	40.2 歳	344,035 円	383,836 円
うち幼稚園教育職	34.0 歳	294,300 円	327,980 円
うちその他の教育職	49.4 歳	418,600 円	484,486 円
福島県	47.9 歳	401,400 円	445,064 円
類似団体	39.6 歳	314,675 円	368,660 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額（国比較ベース）」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値（減額前）です。

(2) 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

区分		福島市	福島県	国
一般行政職	大学卒	190,100 円	190,100 円	179,200 円
	高校卒	154,900 円	154,900 円	147,100 円
技能労務職	高校卒	146,000 円	152,900 円	-
	中学卒	-	144,500 円	-

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値（減額前）です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成30年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	271,300 円	371,800 円	387,700 円	411,000 円
	高校卒	227,100 円	318,200 円	367,800 円	384,900 円
技能労務職	高校卒	該当者なし	262,400 円	338,500 円	381,400 円
	中学卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし

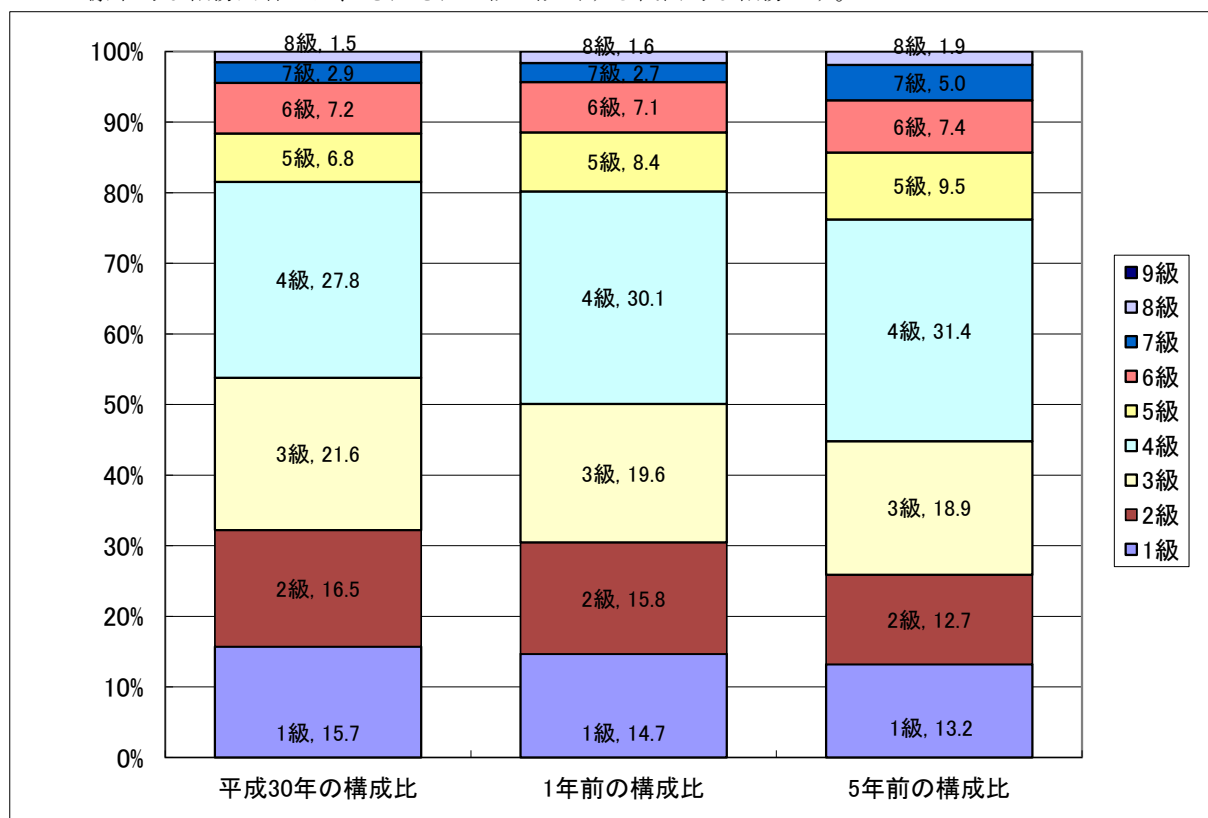
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成30年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事	177 人	15.7 %	145,800 円	253,100 円
2 級	副主査	186 人	16.5 %	197,500 円	311,100 円
3 級	係長	243 人	21.6 %	234,200 円	358,200 円
4 級	困難な業務を分掌する係長	313 人	27.8 %	267,900 円	393,300 円
5 級	課長補佐	77 人	6.8 %	294,800 円	409,900 円
6 級	課長	81 人	7.2 %	326,200 円	422,100 円
7 級	部次長	33 人	2.9 %	371,400 円	455,900 円
8 級	部長	17 人	1.5 %	418,300 円	480,800 円

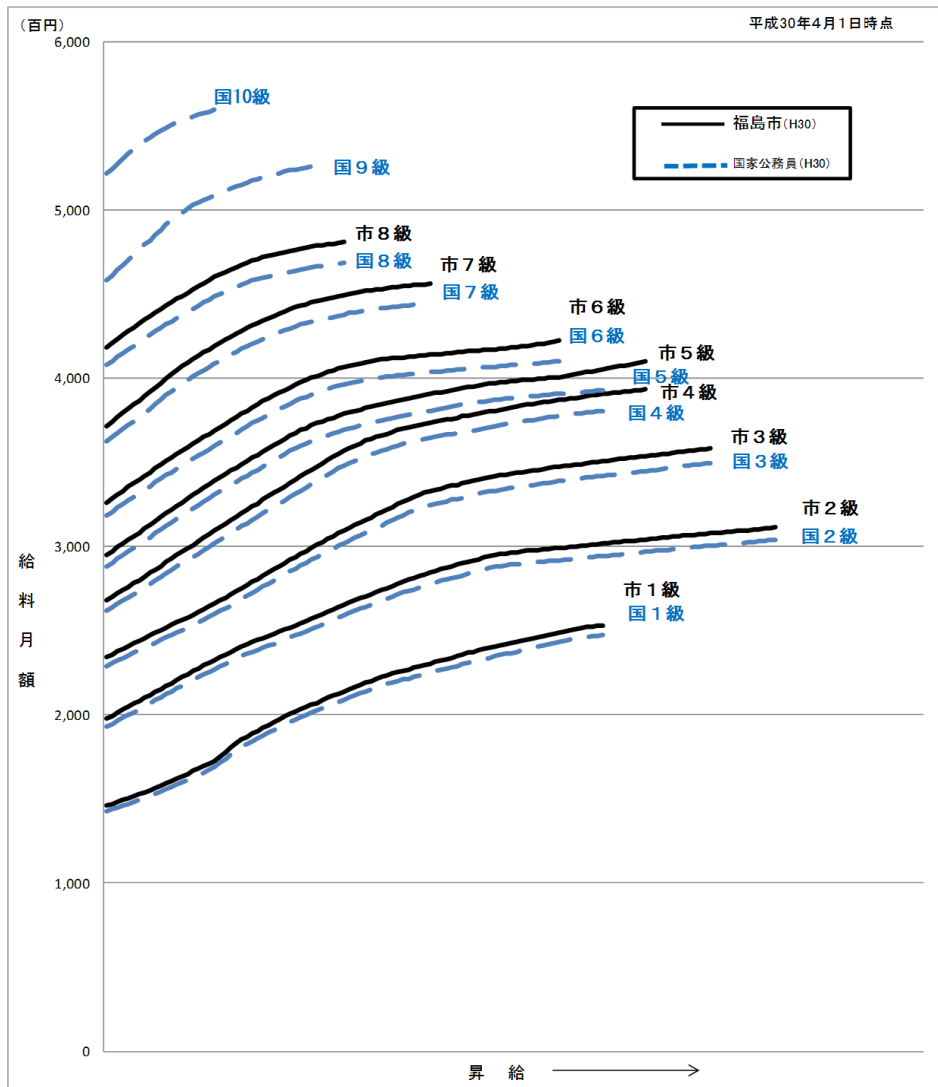
(注) 1 福島市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成19年に9級制から8級制に変更しています。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成30年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（福島市）

平成30年4月2日から平成31年4月1日までに における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

福島市	福島県	国
1人当たり平均支給額（29年度） 1,537千円	1人当たり平均支給額（29年度） 1,769千円	1人当たり平均支給額（29年度） —千円
(29年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.8月分 (1.4)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.8月分 (1.4)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.8月分 (1.45)月分 (0.85)月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（福島市）

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当（平成30年4月1日現在）

福島市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.670月分	24.58688月分	勤続20年	19.670月分	24.58688月分
勤続25年	28.040月分	33.2708月分	勤続25年	28.040月分	33.2708月分
勤続35年	39.758月分	47.71月分	勤続35年	39.758月分	47.71月分
最高限度額	47.71月分	47.71月分	最高限度額	47.71月分	47.71月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
1人当たり平均支給額	5,514千円	23,667千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 なし

(4) 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）			37,002	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）			73,999	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（29年度）			25.2	%
手当の種類（手当数）			14	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成29年 度決算）	左記職員に対する支給単価
市税等事務従事手当	財務部又は市民安全部国保年金課に勤務する職員	専ら市税等の賦課、徴収等の事務に従事した場合	7,254 千円	第一種手当 ・月額 5,800円 ・庁外において市税等の徴収事務に従事した場合 日額 450円 第二種手当 ・庁外において市税等の滞納に係る動産の差押え等 日額 450円
税外徴収手当	市民安全部国保年金課に勤務する職員	庁外において国民健康保険診療報酬等の徴収事務に従事した場合	10 千円	日額 450円
	健康福祉部長寿福祉課に勤務する職員	庁外において介護保険料の徴収事務に従事した場合		
	建設部建築住宅課に勤務する職員	庁外において住宅使用料の徴収事務に従事した場合		
	都市政策部市街地整備課に勤務する職員	庁外において土地区画整理事業清算金の徴収事務に従事した場合		
	都市政策部下水道室下水道総務課に勤務する職員	庁外において農業集落排水事業分担金若しくは使用料又は下水道事業受益者負担金の徴収事務に従事した場合		
防疫作業手当	右記業務に従事した職員	感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための消毒等の作業に従事した場合	3 千円	日額 350円
		毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）に定める有機燐剤の調製及び散布の作業若しくは実地指導に従事した場合		
清掃作業手当	環境部あぶくまクリーンセンター又はあらかわクリーンセンターに勤務する職員	クリーンセンターの焼却炉内の指示及び点検作業に従事した場合	115 千円	一回 300円
		動物の死体処理作業に従事した場合		一頭 50円
特殊自動車運転手当	建設部道路保全課に勤務する職員	グレーダ、トラクターショベル又はロードスweeperの運転業務に従事した場合	55 千円	日額 300円

特殊現場業務手当	財務部、農政部、建設部、都市政策部又は支所に勤務する職員	庁外において測量、工事検査等の業務に従事した場合	22 千円	日額 300円
	商工観光部商業労政課に勤務する職員	20kgの分銅を使用し、計量検査の業務に従事した場合		
	農政部農業振興室に勤務する職員	吾妻高原牧場において家畜の飼養又は機械操作の作業に従事した場合		
	環境部環境課に勤務する職員	庁外において騒音振動等の調査の業務に従事した場合		
	右記業務に従事した職員(消防職の職員を除く。)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害対策本部の指揮下で、屋外において応急作業又は復旧作業に従事した場合		
用地交渉業務手当	右記業務に従事した職員	庁外において公共の用及び公共の利益のための土地の取得の業務に従事した場合	30 千円	日額 400円
社会福祉業務手当	福祉事務所に勤務する次に掲げる職員 一 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第15条第1項に定める指導監督を行う所員及び現業を行う所員 二 身体障害者福祉司 三 知的障害者福祉司	社会福祉に関する業務に専ら従事した場合	4,770 千円	月額 7,600円
行旅死病人等措置手当	右記業務に従事した職員	行旅死亡人その他の死亡人の措置に従事した場合	千円	一体 5,000円
		行旅病人の救護に従事した場合		一人 1,700円
児童福祉業務手当	保育所又はこども発達支援センターに勤務する保育士又は看護師	困難な保育業務又は肢体不自由児の療育訓練及び生活指導に専ら従事した場合	468 千円	日額 150円
消防業務手当	消防本部又は消防署に勤務する職員が、右記に掲げる業務に従事した場合	一 水火災その他の災害の現場作業	11,175 千円	一勤務において出勤があった場合 一勤務 400円
		二 消防自動車、救急自動車等の運転		正機関員月額 ・大型免許所持者 2,900円 ・普通免許所持者 2,300円
		三 消防法(昭和23年法律第186号)に基づく救急業務		出勤一回 150円
交替制勤務手当	消防本部又は消防署に勤務する職員	正規の勤務として交替制で勤務した場合	12,571 千円	月額 5,800円

高所作業手当	消防本部又は消防署に勤務する職員	はしご付消防自動車等で、地上又は水面上10m以上の箇所 で、消火又は救出作業に従事した場合	34 千円	日額 350円
	右記業務に従事した職員	工事現場等で地上又は水面上10m以上の高所において、保守点検、工事検査等の業務に従事した場合		
原子力災害対応作業手当 ※平成二十三年四月二十二日以後に原子力災害対応作業（東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行った作業を除く。）に従事した職員の屋外作業に従事した時間（第二項の規定により支給されないこととなる手当に係る作業に従事した時間を含む。）が一日について四時間に満たない場合における日額手当の額は、規定により受けるべき額に百分の六十を乗じて得た額とする。	右記業務に従事した職員	一 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業	495 千円	一 原子炉建屋（規則で定めるものに限る。）内において行う場合 日額 40,000円
		二 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第二十条第三項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示(以下「本部長指示」という。)により、帰還困難区域に設定することとされた区域において行う作業（前号に掲げるものを除く。）		二 前号及び第四号に掲げる場合以外の場合であって、故障した設備等を現場において確認する場合（市長が定めるものに限る。） 日額 20,000円
		三 本部長指示により、居住制限区域に設定することとされた区域において行う作業（前二号に掲げるものを除く。）		三 前二号及び次号に掲げる場合以外の場合 日額 13,300円 四 規則で定める施設内において行う場合 日額 3,300円
				一 屋外において行う場合 日額 6,600円 二 屋内において行う場合 日額 1,330円
				一 屋外において行う場合 日額 3,300円 二 屋内において行う場合 日額 660円

		<p>四 本部長指示により、原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第六十三条第一項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域において行う作業（前三号に掲げるもの及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。）</p>	<p>一 屋外において行う場合 日額 6,600円</p> <p>二 屋内において行う場合 日額 1,330円</p>
		<p>五 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域において行う作業（前各号に掲げるもの及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。）</p>	<p>一 屋外において行う場合 日額 5,000円</p> <p>二 屋内において行う場合 日額 1,000円</p>

(5) 時間外勤務手当

支給実績（29年度決算）	848,408 千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	456,133 円
支給実績（28年度決算）	784,010 千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	424,707 円

(6) その他の手当 (平成30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	配偶者 8,500円 子 9,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 配偶者のいない職員の扶養親族1人まで ・子の場合10,000円 ・配偶者以外の扶養親族の場合6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき 5,000円加算	異なる	国においては、配偶者に対して10,000円を支給。	212,816 千円	218,273 円
住居手当	(借家・借間) 職員が、自ら居住する住宅を借り受け、月額9,000円を超える家賃を支払っている場合 ・20,000円以下の家賃 家賃額-9,000円 ・20,000円を超え52,000円未満の家賃 (家賃額-20,000)×1/2+11,000 ・52,000円以上の家賃 27,000円	異なる	国においては、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給。	135,720 千円	255,593 円
通勤手当	(支給要件) 通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給。ただし、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上の職員に限る。 (支給額) 交通機関等利用者 運賃相当額。ただし、運賃が35,010円超の場合、超える額の1/2を加算 限度額38,010円 自動車等使用 距離に応じて、4,000円～19,500円	異なる	国においては、交通機関等利用者の限度額55,000円。また、自動車等使用の場合の距離区分、支給額が異なる。距離に応じて、2,000円～24,500円	206,116 千円	110,340 円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活する職員に支給 基本額23,000円、距離に応じた加算額6,000円～45,000円	同じ		512 千円	128,000 円
特別調整手当	管理又は監督の地位にある職員のその職の特殊性に基づき、規則で指定する職員に支給 定額で48,800円～96,000円	異なる	一般行政職の場合 4級5種 46,300円～ 10級1種 139,300円	152,172 千円	780,369 円
休日勤務手当	祝祭日及び年末年始等の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に支給 勤務した全時間に対し、勤務1時間当たりの給与額の135/100の割合を乗じた額	同じ		82,323 千円	393,890 円

夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 勤務した全時間に対し、勤務1時間当たりの給与額の25/100割合を乗じた額	同じ		18,619 千円	96,974 円
寒冷地手当	基準日（11月から翌年3月までの各月の初日）において、支給対象地域に在勤する職員に支給 基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた額	同じ		749 千円	57,615 円

5 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		給料月額等	
			(参考) 類似団体における最高/最低額
給料	市 長	995,300 円 (1,047,600 円)	1,206,000円 / 722,400円
	副 市 長	839,800 円 (865,700 円)	974,000円 / 709,200円
議員報酬	議 長	682,000 円	827,000円 / 584,000円
	副 議 長	635,900 円	748,000円 / 504,000円
	議 員	599,000 円	700,000円 / 475,000円
期末手当	市 副 市 長	(30 年度支給割合) 3.25 月 (6 月期 1.575 月 、 12 月期 1.675 月)	
	議 副 議 長 議 員	(30 年度支給割合) 3.3 月 (6 月期 1.575 月 、 12 月期 1.725 月)	
退職手当	市 副 市 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×支給率 (46.6/100) 給料月額×在職月数×支給率 (29.7/100)	(1 期の手当額) 23,432,716 円 12,341,419 円 (支給時期) 任期ごと 任期ごと

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

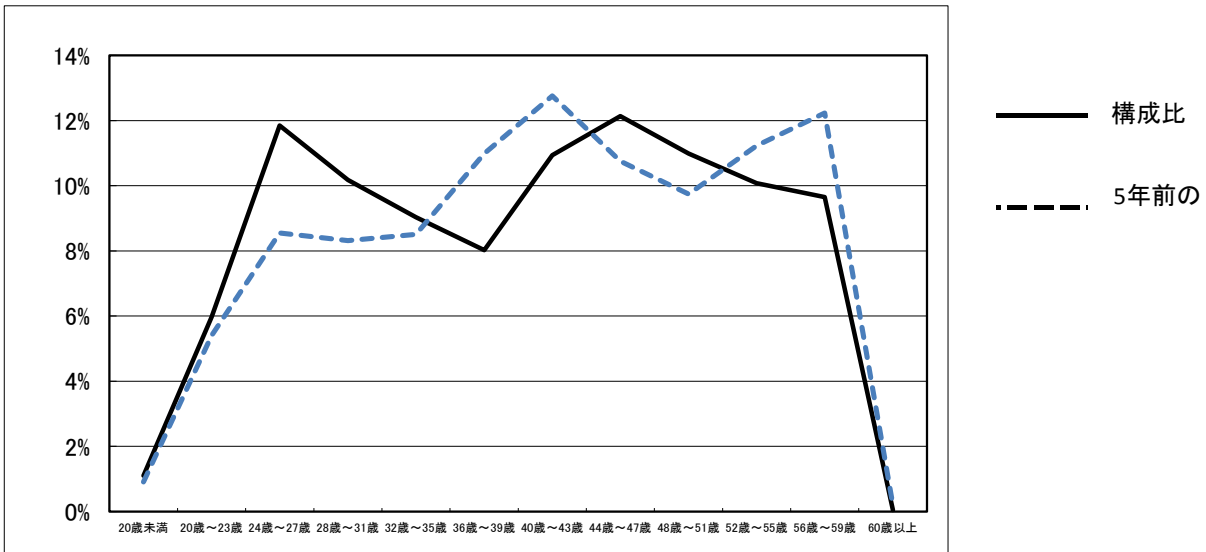
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
	平成29年	平成30年			
普通会計部門	議会	16	16	0	
	総務企画	356	359	3	組織改正等による増等
	税務	109	109	0	
	民生	272	289	17	中核市移行・待機児童への対応等による増等
	衛生	210	223	13	保健所の設置・組織改正等による増等
	労働	4	4	0	
	農林水産	77	74	△3	事務事業の移管等による減
	商工	44	46	2	組織改正等による増等
	土木	183	186	3	配置職員の見直し等による増等
	計	1,271	1,306	35	<参考> 人口1万人当たり職員数 46.64人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 44.70人)
	教育部門	328	316	△12	配置職員の見直し等による減等
	消防部門	261	270	9	配置職員の見直しによる増等
	小計	1,860	1,892	32	<参考> 人口1万人当たり職員数 67.57人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 62.13人)
	公営企業等 会計部門	水道	87	89	2
下水道		30	30	0	
その他		80	82	2	中核市移行への対応による増
小計		197	201	4	
合計	2,057 [2,491]	2,093 [2,491]	36 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 74.75人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成30年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	23	125	248	213	189	168	229	254	230	211	202	1	2,093

(3) 職員数の推移

(各年4月1日現在)

部門別	年 度						過去5年間の増減数(率)	
	平成 年25	年26	27年	28年	29年	30年		
一般行政	1,227	1,217	1,255	1,252	1,271	1,306	79	6.4
教育	370	345	337	333	328	316	△54	△14.6
消防	255	260	263	261	261	270	15	5.9
普通会計計	1,852	1,822	1,855	1,846	1,860	1,892	40	2.2
公営企業等会計計	232	212	203	200	197	201	△31	△13.4
総合計	2,084	2,034	2,058	2,046	2,057	2,093	9	0.4

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数となります。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

1) 職員給与費の状況

決算

区分	総費用	純損益又は実質収支	職員給与費	総費用に占める職員給 B/A	(参考)28年度の総 費用に占める職員 給与比率
	千円	千円	千円	%	%
29年度	6,319,773	939,603	686,533	10.9	11.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費196,670千円を含みません。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29年度	人 109	千円 420,523	千円 70,950	千円 157,819	千円 649,292	千円 5,957	千円 6,149

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、平成30年3月31日現在の「地方公営企業決算状況調査」に基づく人数です。

2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成30年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
福島市	46.0 歳	358,400 円	565,371 円
団体平均	44.2 歳	341,066 円	511,425 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

福島市				団体平均			
1人当たり平均支給額 (29年度)				1人当たり平均支給額 (29年度)			
1,448 千円				1,506 千円			
(29年度支給割合)				福島市一般行政職			
(29年度支給割合)				(29年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.55 月分	1.8 月分	2.55 月分	1.8 月分	2.55 月分	1.8 月分	2.55 月分	1.8 月分
(1.4) 月分	(0.85) 月分	(1.4) 月分	(0.85) 月分	(1.4) 月分	(0.85) 月分	(1.4) 月分	(0.85) 月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成30年4月1日現在）

福島市			福島市（一般行政職・団体平均等）		
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	(支給率)	自己都合	勲奨・定年
勤続20年	19.670 月分	24.58688 月分	勤続20年	19.670 月分	24.58688 月分
勤続25年	28.040 月分	33.2708 月分	勤続25年	28.040 月分	33.2708 月分
勤続35年	39.758 月分	47.71 月分	勤続35年	39.758 月分	47.71 月分
最高限度額	47.71 月分	47.71 月分	最高限度額	47.71 月分	47.71 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額	0 千円	23,509 千円	1人当たり平均支給額	5,514 千円	23,667 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 特殊勤務手当

支給実績（29年度決算）				1,827 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）				28,994 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（29年度）				57.8 %
手当の種類（手当数）				4
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成29年度 決算）	左記職員に対する支給単価
滞納整理手当	右記業務に従事した職員	水道料金等の滞納整理に従事した場合	0 千円	日額 400円
停水処分手当	右記業務に従事した職員	停水処分に従事した場合	0 千円	1件 180円
現場業務手当	右記業務に従事した職員	水道使用者の異動に伴う開閉栓業務並びに異常水量、漏水、無届使用及び転出の調査等に従事した場合 配水管工事等の監督、立会、検査、調査及び測量等に従事した場合 配水管等の維持管理に従事した場合 加圧ポンプ所等の維持管理に従事した場合 高所及び深所での作業に従事した場合	1,826 千円	日額 300円
用地交渉手当	右記業務に従事した職員	土地の売買及び賃貸借契約の交渉業務に従事した場合	1 千円	日額 350円

エ 時間外勤務手当

支給実績（29年度決算）	25,047 千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	266,455 円
支給実績（28年度決算）	26,943 千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	286,628 円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

オ その他の手当（30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価（月額）	一般行政職の制度との異同	一般行政職制度と異なる内容	支給実績（29年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）
扶養手当	一般行政職制度に同じ	同じ	—	14,174 千円	236,233 円
住居手当	一般行政職制度に同じ	同じ	—	7,452 千円	298,080 円
通勤手当	一般行政職制度に同じ	同じ	—	11,105 千円	113,314 円
単身赴任手当	一般行政職制度に同じ	同じ	—	0 千円	0 円
特別調整手当	一般行政職制度に同じ	同じ	—	11,345 千円	756,326 円
休日勤務手当	一般行政職制度に同じ	同じ	—	246 千円	22,360 円
夜間勤務手当	一般行政職制度に同じ	同じ	—	0 千円	0 円
寒冷地手当	一般行政職制度に同じ	同じ	—	0 千円	0 円